

埼玉県蕨・戸田地区救急医療対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1 蕨・戸田地区の救急医療体制の整備促進及び関係機関との連絡調整等、地域救急医療に係る諸問題を協議するため、埼玉県蕨・戸田地区救急医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 休日・平日夜間急患診療所による初期救急医療体制の整備
- (2) 休日等歯科診療所による初期救急医療体制の整備
- (3) 病院群輪番制による第二次救急医療体制の整備
- (4) その他地域救急医療に関すること

(構成員)

第3 協議会の委員は、次に掲げる蕨・戸田地区の関係者で構成する。

- (1) 各市長
- (2) 蕨戸田市医師会役員
- (3) 蕨戸田歯科医師会役員
- (4) 病院群輪番制病院代表
- (5) 救命救急センターの長
- (6) 各市消防長
- (7) 保健所長
- (8) その他保健所長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 役員(副会長)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、南部保健所において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年6月2日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。